

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		325,038,385
売 上 原 価		285,913,226
売 上 総 利 益		39,125,159
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		36,910,699
営 業 利 益		2,214,459
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,198,123	
受 取 賃 貸 料	340,208	
そ の 他	171,523	1,709,855
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	189,780	
営 業 外 賃 借 料	26,938	
そ の 他	65,680	282,399
経 常 利 益		3,641,915
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	118,848	
有 価 証 券 売 却 益	397,750	516,598
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 除 却 損	59,185	
減 損 損 失	860,561	
そ の 他 特 別 損 失	33,083	952,830
税 引 前 当 期 純 利 益		3,205,683
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,176,058	
法 人 税 等 調 整 額	△797,982	378,075
当 期 純 利 益		2,827,608

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【 重要な会計方針に関する注記 】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式

…移動平均法による原価法を採用しております。

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの

…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

…移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法を採用しております。ただし、タイヤ・バッテリー等カーアクセサリーの一部は個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	15～20 年				
構	築	物	15～45 年			
機	械	及	び	装	置	8 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、主として燃料油およびカーメンテ商品の販売を行っており、販売については商品の所有権が顧客に移転した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベートを控除した金額で測定しております。なお、顧客への商品販売取引の一部については、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引として、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額での収益を認識しております。